(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月24日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 270-1177

住 所 千葉県我孫子市柴崎1300

法人名 医療法人社団聖仁会

代表者 杉山 雅英

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-7181-1100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院					
事業場の所在地	千葉県我孫子市柴崎1300					
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日					
当該事業場において現に行っている事業に関する事項						
①事業の種類	大分類: 医療・福祉 中分類: 医療業					
②事業の規模	168床					
③従業員数	250					
④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	医療行為→感染性産業廃棄物→委託処理(中間処理・焼却)→委託処理 (最終処分)					

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 処理計画総括責任者 病院長 ・処理計画作成部署 総務課 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 排出量 107 t t ①現状 (これまでに実施した取組) 感染対策として防護服等を使用するので感染性廃棄物は増えたが、出来る限り むだには使用しないよう取り組んでいた。 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 排出量 96 t t ②計画 (今後実施する予定の取組) 新型異なウイルスの5類変更により、前年より排出量は少なくなっているが、 今後も感染対策を取りながら10%の排出量削減を目指していく。 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 非感染性廃棄物と感染性廃棄物が混入しないように、ゴミ箱とゴミ袋の種類を ①現状 分け、分別をするようにしている。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上 ②計画

	【前年度(令和5年度)実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理 産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
	再生利用が困難な廃棄物の為、	取り組みが出来ません。	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	恐架注廃来初 0 t	
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	同上		
ってっ特別管目		-🗖	
で行り特別管理	里産業廃棄物の中間処理に関する事項 「前年度 (全和5年度) 実練」	·	
っ行り特別管理 	【前年度(令和5年度)実績】	<u> </u>	
つ行り特別管理	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産	感染性廃棄物	
	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量	感染性廃棄物 0 t	
①現状	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	感染性廃棄物	
	【前年度(令和5年度)実績】特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物 0 t 0 t	T 1 1 7
	【前年度(令和5年度)実績】特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物 0 t	ている。
	【前年度(令和5年度)実績】特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物 0 t 0 t	ている。
	【前年度(令和5年度)実績】特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物 0 t 0 t	ている。
	【前年度(令和5年度)実績】特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 廃棄物の性質上、自らの処理な	感染性廃棄物 0 t 0 t	ている。
	【前年度(令和5年度)実績】特別管理産業廃棄物の種類自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量(これまでに実施した取組)廃棄物の性質上、自らの処理など目標】	感染性廃棄物0 t0 t が困難なため外部に処理委託して	
	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 廃棄物の性質上、自らの処理などでは、自らの処理などでででででである。	感染性廃棄物 0t 0t が困難なため外部に処理委託して 感染性廃棄物	
①現状	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 廃棄物の性質上、自らの処理な 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する特	感染性廃棄物 0 t 3 t が困難なため外部に処理委託して 感染性廃棄物 0 t	

211ノ付加官す	理産業廃棄物の埋立処分に関する事 ^ュ	頁	
	【前年度(令和5年度)実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	該当せず。(外部委託による「	中間処理後の燃え殻は最終処分場	易処理)
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種 類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分行う特別管理産業 廃棄物の量	0 t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	同上		
 管理産業廃薬	乗物の処理の委託に関する事項		
川管理産業廃事	乗物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】		
川管理産業廃理	<u> </u>	感染性廃棄物	
川管理産業廃理	【前年度(令和5年度)実績】	感染性廃棄物 107 t	t
川管理産業廃棄	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類		
川管理産業廃事	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への処理	107 t	t
川管理産業廃3 ①現状	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処理 委託量	107 t 0 t	t
	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理委託 量 認定熱回収業者への処理委	107 t 0 t 0 t	t t t
	【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理委託 量 認定熱回収業者への処理委託 認定熱回収業者への処理委託	107 t 0 t 0 t 0 t	t t

	【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	96 t	t	
	優良認定処理業者への処理 委託量	0 t	t	
	再生利用業者への処理委託 量	0 t	t	
	認定熱回収業者への処理委 託量	0 t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	96 t	t	
	(今後実施する予定の取組 委託先の中間処理施設が「 、継続して処理を委託する		・売電施設) であるため 。	
	【前年度(令和5年度)実績			
	特別管理産業 (ポリ塩化ビフェニ)	廃棄物排出量 ル廃棄物を除く。)	107 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項	(今後実施する予定の取組 電子マニフェストの導入に 減に取り組む。		くなった事で、排出量削	
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する
- (1)①欄には、
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績) 、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入するこ
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ
- 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用の認定者、認定整旦な扱いのでは、2012年度の2012年度を2012年度の2012年度を2012年度の2012年度の2012年度の2012年度を2012年度を2012年度の2012年度 る法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定 熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実 績、目標及び取組を記入すること。
- 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生 量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。) について記入 すること。
- それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙の とおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理 産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入 し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべ き事項がないときは、「一」を記入すること。